

現行の自動消火装置の技術基準との比較

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放外型		
定義	住宅内のフードファンの付いていない台所において発生する天ぷら油火災を自動的に感知し、消火薬剤を放射して消火を行う固定式の消火装置をいう。	感知部を有し、 放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているもの又は放出導管等により接続されているもの で、フード・ダクト又はその付近に設置し、レンジ用フードファンを有するレンジのレンジ部分等の火災を有効に感知し、かつ、消火できるものをいう。	感知部を有し、 放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているもの又は放出導管等により接続されているもの で天井、壁等に設置し、下方に放出して消火対象物を覆い消火する方式のものをいい、一般火災用、台所火災用、油火災用又はこれらを組み合わせたものに区分する。	火災の発生を感知する感知部を有し、 消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが放出導管等により接続されているもの又は消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているもの であり、レンジ、フライヤーに係る火災に用いる消火装置をいう。 (1) レンジ用 厨房等のレンジ等の火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。 (2) フライヤー用 厨房等のフライヤーの火災に消火薬剤を放出して消火するものをいう。	火災の発生を感知する感知部を有し、 消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが放出導管等により接続されているもの又は消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているもの であり、こんろ(レンジ)等の火災に用いる消火装置をいう。 ※消火装置の構造に関する定義については、天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。
設置対象	(1) 一般住宅 (2) 寄宿舍、下宿及び共同住宅の住戸部分 (3) 併用住宅の住戸部分	住宅部分	次のいずれかに該当する防火対象物以外の防火対象物に限り設置することができる。 (1) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の規定により消火器具以外の消火設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等)の設置が義務付けられている防火対象物 (2) 消防法第 10 条に規定する製造所等に該当する防火対象物	レンジ用、フライヤー用については、基準上に指定なし。 ※火災予防条例において一定規模以上の厨房設備を有する防火対象物等に設置が義務づけられる「自動消火装置」については、厨房設備の上方に設置されるフード及びダクトに対してはフード・ダクト用を、下方排気方式ガス機器に対しては下引きダクト用をそれぞれ設置するものとされている。	厨房部分 ※設置用途は問わない。
技 術 基 準					
一般的性能	(1) 通常の使用状態で火災の感知、消火剤の放出が確実に行えるものであること。 (2) 施工、点検及び整備が容易にできること。 (3) 構造、材質及び部品が適切であること。 (4) 耐食性を有すること。 (5) 消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の基準に適合するものであること。 (6) ほこり、湿気等によって機能に異常が生じないこと。 (7) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られていること。 (8) 通常の振動及び衝撃に耐えるものであること。 (9) 耐久性を有すること。 (10) 消火薬剤貯蔵容器、放出導管及び放出口は、十分な強度を有すること。 (11) 指示圧力計は、消火器の技術上の規格を定める省令第 28 条の規定に適合するものか又はこれに準ず	(1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。 (2) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないものであること。 (3) 良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に侵されない材料で作り、又は耐食性を有しないものにあつては、当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で作り、又は当該部分には防錆加工が施されたものであること。 (4) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。 (5) 電気を使用するものにあつては、電圧を＋10％から－10％の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。 (6) 配線は、十分な電流容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。 (7) 配線は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられているものであること。 (8) 部品の取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。 (9) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部分の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。	(1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。 (2) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないものであること。 (3) 良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に侵されない材料で作り、又は耐食性を有しないものにあつては、当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で作り、又は当該部分には防錆加工が施されたものであること。 (4) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。 (5) 電気を使用するものにあつては、電圧を＋10％から－10％の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。 (6) 配線は、十分な電流容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。 (7) 配線は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられているものであること。 (8) 部品の取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。 (9) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。	(1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。 (2) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないものであること。 (3) 各部分は良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に接触する部分はこれに侵されない材料で作り、又は耐食性を有しないものにあつては当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分は容易にさびない材料で作り、又は当該部分は防錆加工が施されたものであること。 (4) 電気を使用するものにあつては、電圧を定格電圧の＋10％から－10％の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。 (5) 配線は、十分な電流容量を有するものであること。 (6) 配線の接続は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられており、かつ、接続が的確であること。 (7) 部品取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。 (8) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。 (9) 時間の経過による変質により性能に悪影響をおよぼさないものであること。	(1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。 (2) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないものであること。 (3) 各部分は良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に接触する部分はこれに侵されない材料で作り、又は耐食性を有しないものにあつては当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分は容易にさびない材料で作り、又は当該部分は防錆加工が施されたものであること。 (4) 電気を使用するものにあつては、電圧を定格電圧の＋10％から－10％の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。 (5) 配線は、十分な電流容量を有するものであること。 (6) 配線の接続は、誤接続を防止するための適当な措置が講じられており、かつ、接続が的確であること。 (7) 部品取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。 (8) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。 (9) 時間の経過による変質により性能に悪影響をおよぼさないものであること。

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放外型		
	るものを使用していること。 (12) 0℃以上 40℃以下の温度範囲(使用温度範囲が0℃以上 40℃以下でないもの)にあつては、当該温度範囲)で使用した場合、機能に異常を生じないこと。	(10) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。 (11) 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。 (12) 人に危害を与えるおそれがないものであること。 (13) 造営材に接する基板から侵入する水によって、機能に異常を生じないものであること。 (14) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。 (15) 消火薬剤貯蔵容器を0度以上40度以下の温度範囲(10度単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するもの)にあつては、当該拡大した温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)で使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。 (16) 作動と連動して作動した旨の警報を発することのできる装置(以下「警報装置」という。)へ作動信号を移報するための移報用端子を有するものであること。ただし、作動した旨を有効に知らせることのできる警報装置を有しているものにあつては、この限りでない。 (17) 蓄圧式の住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置には、指示圧力計を設けること。	(10) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。 (11) 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。 (12) 人に危害を与えるおそれがないものであること。 (13) 造営材に接する基板から浸入する水によって、機能に異常を生じないものであること。 (14) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。 (15) 0℃以上40℃以下の温度範囲(10℃単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するもの)にあつては、当該拡大した温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)で使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。	(10) 人に危害を与えるおそれがないものであること。 (11) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。 (12) 消火薬剤貯蔵容器を0℃以上 40℃以下の温度範囲(10℃単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するもの)にあつては、当該拡大した温度範囲(以下「使用温度範囲」という。)に設置して使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。 (13) 手動(遠隔操作を含む。)でも消火剤を放出できるものであること。 (14) ダンパーの閉止(ダンパーの必要のないものについては除く。)、 警報の鳴動及び燃料用ガスの供給停止のための移報用端子を有するものであること。 (15) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。 (16) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。 (17) 造営材に接する基板から侵入する水によって機能に異常を生じないものであること。	(10) 人に危害を与えるおそれがないものであること。 (11) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。 (12) 消火薬剤貯蔵容器を0℃以上 40℃以下の温度範囲(10℃単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するもの)にあつては、当該拡大した温度範囲(以下「使用温度範囲」という。)に設置して使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。 (13) 警報の鳴動又は燃料用ガスの供給停止のための移報用端子を有するものであること。 (14) 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。 (15) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適当な措置が講じられているものであること。 (16) 造営材に接する基板から侵入する水によって機能に異常を生じないものであること。 ※基本的には、フード等用簡易自動消火装置の基準と同様であり、 ●警報の鳴動及び燃料用ガスの供給停止用の移報用端子を要求している。 (技術ガイドライン(案)第13条第1項13号) ※設置上の留意事項において、消火後に再燃を防止する観点より「消火後は速やかに加熱源を取り除く必要があるため、消火薬剤の放出と連動して警報音を発する機器やガスを遮断できる装置などを併せて設置することが望ましいものであること。」を記載する予定。 ●手動(遠隔操作を含む。)による消火剤を放出できる性能については要求しないこととしている。
感知部の構造、強度、材質及び性能	(1) 感知部を作動試験温度(公称作動温度の125%の温度)、気流速度1メートル毎秒の水平気流に投入してから作動するまでの時間は、次式で得られる時間以内であること。 $t = \frac{300\text{Log}_{10}\left(1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta}\right)}{\text{Log}_{10}\left(1 + \frac{\theta}{\delta}\right)}$	(1) 感知器型感知部は、感知器等の規格に適合するものであること。 (2) 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、次の各号に適合するものであること。 ア 感知部の受ける気流の方向によって機能に著しい変動を生じないものであること。 イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。 ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位	(1) 感知器型感知部は、感知器等の技術上の規格を定める省令に適合するものであること。 (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。 ア 感知部の受ける気流の方向によって機能に著しい変動を生じないものであること。 イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。 ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置か	(1) 感知器型感知部は、感知器等の規格に適合するものであること。 (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。 ア 感知部の受ける気流の方向によって機能に著しい変動を生じないものであること。 イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。 ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置か	(1) 感知器型感知部は、感知器等の規格に適合するものであること。 (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。 ア 感知部の受ける気流の方向によって機能に著しい変動を生じないものであること。 イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。 ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置か

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置																																																
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放型																																																		
	θ: 公称作動温度(℃) δ: 公称作動温度と作動試験温度との差(℃) θy: 室温(℃) t: 作動時間(秒) (2) 公称作動温度より 20℃低い温度(公称作動温度が 75℃以上 79℃未満は 75℃、79℃以上 121℃未満は 79℃)の空气中に 10 日間放置して作動しないこと。 (3) 温度 40℃、湿度 90%以上の空气中に4日間放置して作動しないこと。	置から45度傾斜させた場合、機能に異常を生じないものであること。 エ 感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。ただし、定格電圧が60V以下のものであって、有効な絶縁性及び耐水性を有する塗料を施したものにあっては、省略することができる。 また、この試験は、特に定めがある場合を除き、室温5度以上35度以下で相対湿度45%以上85%以下の状態で行うものとする。 (ア) 通電を要するものにあっては、端子と外箱との間に50Hz又は60Hzの正弦波に近い実効電圧500V(定格電圧が60Vを超え、150V以下のものにあっては1000V、150Vを超えるものにあっては定格電圧に2を乗じて得た値に1000Vを加えた値。)の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるものであること。 (イ) 通電を要するものにあっては、絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁抵抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で5MΩ以上のものであること。 オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 公称作動温度の125%の温度の風速1m／sの垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。 $t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta y}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$ θは公称作動温度(度)を、δは公称作動温度と作動試験温度との差を示す。 θy = 室温(度) t = 作動時間(秒) (イ) 公称作動温度より20度低い温度(公称作動温度が75度以上のものにあっては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より20度低い温度)の空气中に10日間放置しても異常を生じないものであること。 <table><tr><td>公称作動温度</td><td>79度未満</td><td>79度以上121度未満</td><td>121度以上162度未満</td><td>162度以上204度未満</td><td>204度以上</td></tr><tr><td>最高周囲温度</td><td>75度</td><td>79度</td><td>121度</td><td>162度</td><td>184度</td></tr></table> (ウ) 65度の温度の風速1m／sの垂直気流に投入したとき、10分以内に作動しないものであること。	公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上	最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度	ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置から45度傾斜させた場合に、機能(炎検知型の指向性を除く。)に異常を生じないものであること。 エ 感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、室温5℃以上35℃以下で相対湿度45%以上85%以下の状態で行うものとする。 (ア) 通電を要するものにあっては、端子と外箱との間に50Hz又は60Hzの正弦波に近い実効電圧500V(定格電圧が60Vを超え、150V以下のものにあっては1000V、150Vを超えるものにあっては定格電圧に2を乗じて得た値に1000Vを加えた値)の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるものであること。 (イ) 通電を要するものにあっては、絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁抵抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で5MΩ以上のものであること。 オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 公称作動温度の125%の温度の風速1m／秒の垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。 $t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta y}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$ θは公称作動温度(度)を、δは公称作動温度と作動試験温度との差を示す。 θy = 室温(度) t = 作動時間(秒) (イ) 公称作動温度より20℃低い温度(公称作動温度が75℃以上のものにあっては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より20℃低い温度)の空气中に10日間放置しても異常を生じないものであること。 <table><tr><td>公称作動温度</td><td>79度未満</td><td>79度以上121度未満</td><td>121度以上162度未満</td><td>162度以上204度未満</td><td>204度以上</td></tr><tr><td>最高周囲温度</td><td>75度</td><td>79度</td><td>121度</td><td>162度</td><td>184度</td></tr></table> カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか次によること。 (ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。 (イ) 清掃を容易に行えるものであること。	公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上	最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度	ラ 45 度傾斜させた場合、機能(炎検知型の指向性を除く。)に異常を生じないものであること。 エ 通電を要する感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、周囲温度5℃以上 35℃以下で相対湿度 45%以上 85%以下の状態で行うものとする。(以下オ及びカにおいて同じ。)ただし、定格電圧が 60V以下のものであって、有効な絶縁性及び耐水性を有する塗料を施したものにあっては、省略することができる。 (ア) 端子と外箱との間に 50Hz 又は 60Hz の正弦波に近い実効電圧 500V(定格電圧が 60Vを超え、150V以下のものにあっては 1,000V、150Vを超えるものにあっては定格電圧に2を乗じて得た値に 1,000Vを加えた値)の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるものであること。 (イ) 絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁抵抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で 5MΩ以上のものであること。 オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 公称作動温度の 125%の温度の風速 1m／sec の垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。 $t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta y}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$ θは公称作動温度(度)を、δは公称作動温度と作動試験温度との差を示す。 θy = 室温(度) t = 作動時間(秒) (イ) 公称作動温度より 20℃低い温度(公称作動温度が 75℃以上のものにあっては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より 20℃低い温度)の空气中に 10 日間放置しても異常を生じないものであること。 <table><tr><td>公称作動温度</td><td>79度未満</td><td>79度以上121度未満</td><td>121度以上162度未満</td><td>162度以上204度未満</td><td>204度以上</td></tr><tr><td>最高周囲温度</td><td>75度</td><td>79度</td><td>121度</td><td>162度</td><td>184度</td></tr></table> カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。 (イ) 清掃を容易に行えるものであること。 (ウ) 通電状態において次のa及びbの試験を 15 秒間行った場合、異常を生じないものであること。	公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上	最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度	ラ 45 度傾斜させた場合、機能(炎検知型の指向性を除く。)に異常を生じないものであること。 エ 通電を要する感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、周囲温度5℃以上 35℃以下で相対湿度 45%以上 85%以下の状態で行うものとする。(以下オ及びカにおいて同じ。)ただし、定格電圧が 60V以下のものであって、有効な絶縁性及び耐水性を有する塗料を施したものにあっては、省略することができる。 (ア) 端子と外箱との間に 50Hz 又は 60Hz の正弦波に近い実効電圧 500V(定格電圧が 60Vを超え、150V以下のものにあっては 1,000V、150Vを超えるものにあっては定格電圧に2を乗じて得た値に 1,000Vを加えた値)の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるものであること。 (イ) 絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁抵抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で 5MΩ以上のものであること。 オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 公称作動温度の 125%の温度の風速 1m／sec の垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。 $t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta y}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$ θは公称作動温度(度)を、δは公称作動温度と作動試験温度との差を示す。 θy = 室温(度) t = 作動時間(秒) (イ) 公称作動温度より 20℃低い温度(公称作動温度が 75℃以上のものにあっては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より 20℃低い温度)の空气中に 10 日間放置しても異常を生じないものであること。 <table><tr><td>公称作動温度</td><td>79度未満</td><td>79度以上121度未満</td><td>121度以上162度未満</td><td>162度以上204度未満</td><td>204度以上</td></tr><tr><td>最高周囲温度</td><td>75度</td><td>79度</td><td>121度</td><td>162度</td><td>184度</td></tr></table> カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。 (ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。 (イ) 清掃を容易に行えるものであること。 (ウ) 通電状態において次のa及びbの試験を 15 秒間行った場合、異常を生じないものであること。	公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上	最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度
公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上																																																
最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度																																																
公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上																																																
最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度																																																
公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上																																																
最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度																																																
公称作動温度	79度未満	79度以上121度未満	121度以上162度未満	162度以上204度未満	204度以上																																																
最高周囲温度	75度	79度	121度	162度	184度																																																

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放型		
			(ウ) 通電状態において次のa及びbの試験を15秒間行った場合に、異常を生じないものであること。 a 内部抵抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅1μs、繰返し周期100Hzで加える試験 b 内部抵抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅0.1μs、繰返し周期100Hzで加える試験 (エ) 通電状態において濃度が減光率で30cm当たり20%のJIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。) Z8901(試験用ダスト)の5種を含む空気に15分間触れた後において、機能に異常を生じないものであること。 (オ) 50cm四方の火皿にヘプタン(JIS K 0505(n-ヘプタン)をいう。以下同じ。)1を入れ水平距離4m、垂直距離2.5mの位置に置き、火皿に着火後30秒以内に作動するものであること。 (カ) 5000Lxの白熱電灯による光により作動しないものであること。 (キ) 1m離れたキセノンランプ(ガイドナンバー64相当)の閃光により作動しないものであること。	と。 a 内部抵抗 50Ωの電源から 500Vの電圧をパルス幅1μs 繰り返し周期 100Hz で加える試験 b 内部抵抗 50Ωの電源から 500Vの電圧をパルス幅 0.1μs 繰り返し周期 100Hz で加える試験 (エ) 有効に火災を感知できるものであること。	と。 a 内部抵抗 50Ωの電源から 500Vの電圧をパルス幅1μs 繰り返し周期 100Hz で加える試験 b 内部抵抗 50Ωの電源から 500Vの電圧をパルス幅 0.1μs 繰り返し周期 100Hz で加える試験 (エ) 有効に火災を感知できるものであること。 ※フード等用簡易自動消火装置の基準に同じ。
消火薬剤貯蔵容器等の構造、強度及び材質	十分な強度を有すること。	1 容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。 2 耐圧は、次の各号に適合するものであること。 (1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉そく圧力の最大値の1.5倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の空気圧力で5分間加圧する試験を行った場合において漏れを生ぜず、かつ、強度上支障のある永久歪を生じないものであること。 (2) 前(1)に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、閉そく圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で5分間加圧する試験を行った場合において、亀裂又は破断を生じないものであること。 3 高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける本体容器は、前2の規定に係わらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。	1 容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。 2 耐圧は、次の各号に適合するものであること。 (1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉そく圧力の最大値の1.5倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあってはその内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の1.5倍の空気圧力で5分間加圧する試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久歪みを生じないものであること。 (2) 前号に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、閉そく圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で5分間加圧する試験を行った場合において、亀裂又は破断を生じないものであること。 3 高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける本体容器は、前項の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。	1 容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。 2 耐圧は、次の各号に適合するものであること。 (1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉塞圧力の最大値の 1.5 倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の空気圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久ひずみを生じないものであること。 (2) 前(1)に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、閉塞圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において亀裂又は破断を生じないものであること。 3 高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)の適用を受ける本体容器は、前2の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。	1 容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。 2 耐圧は、次の各号に適合するものであること。 (1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉塞圧力の最大値の 1.5 倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の空気圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久ひずみを生じないものであること。 (2) 前(1)に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、閉塞圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあっては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で、5分間加圧する試験を行った場合において亀裂又は破断を生じないものであること。 3 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)の適用を受ける本体容器は、前2の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放出口型		
放出口及び放出導管	十分な強度を有すること。	(1) 不燃材料で作られていること。 (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないものであること。 (3) 内面は、平滑に仕上げられたものであること。 (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生ぜず有効、かつ、均一に消火薬剤を放射することができるものであること。 (5) 放出導管及び管継手はJIS H3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む。)並びに耐熱性を有するものであること。	(1) 不燃材料で作られていること。 (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (3) 内面は平滑に仕上げられたものであること。 (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず有効、かつ、均一に消火薬剤を放射することができるものであること。 (5) 放出導管及び管継手はJIS H3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む。)並びに耐熱性を有するものであること。 (6) 放出導管の長さは10m以下のものであること。 (7) 放出導管の分岐は、2以下とし、各分岐管の流量抵抗値は等しいものであること。	(1) 不燃材料で作られていること。 (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (3) 内面は、平滑に仕上げられたものであること。 (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず、有効かつ均一に消火薬剤を放射することができるものであること。 (5) 放出導管及び管継手は JIS H3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む。)並びに耐熱性を有するものであること。 (6) 油、煙等により放出の性能・機能に支障を生じないように、アルミはく等による防護措置を施したものであること。 高発泡用泡放出口(泡発生機を含む。)は、前項のほか、次の各号に適合するものであること。 (1) 膨張比が 250 以上 500 未満の高発泡用泡放出口であること。 (2) 防護容積(泡発生機1個で防護し得るダクト容積で、ダンパーによって区画される部分の内容容積をいう。)1m³ 当たり毎分5 以上の泡水溶液(泡消火薬剤と水との混合液をいう。)を発泡させるものであること。 (3) 感知部が作動した後 10 秒以内に発泡を開始し、2分以内に公称防護容積に相当する泡量をダクト内に送入させ得る性能を有すること。 (4) 錆の発生しやすい部分は、防錆処理を施し、かつ、保守点検の容易にできる構造のものであること。	(1) 不燃材料で作られていること。 (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行った場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (3) 内面は、平滑に仕上げられたものであること。 (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず、有効かつ均一に消火薬剤を放射することができるものであること。 (5) 放出導管及び管継手は JIS H3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む。)並びに耐熱性を有するものであること。 (6) 油、煙等により放出の性能・機能に支障を生じないように、アルミはく等による防護措置を施したものであること。 ※フード等用簡易自動消火装置の基準に同じ(高発泡用泡放出口を除く)。
バルブ	基準なし	(1) 耐圧試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないものであること。 (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効、かつ、均一に放射することを妨げないものであること。	(1) 耐圧試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効、かつ、均一に放射することを妨げないものであること。	(1) 耐圧試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効かつ均一に放射することを妨げないものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。	(1) 耐圧試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。 (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効かつ均一に放射することを妨げないものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。
プラグ、口金及びパッキン等	基準なし	(1) プラグのかん合部分は、パッキン等をはめ込んだ場合において、かん合部が確実に耐圧試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。 (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。	(1) プラグのかん合部分は、パッキン等とはめ込んだ場合において、かん合部が確実に耐圧試験を行った場合において、漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。 (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。	(1) プラグのかん合部分は、パッキン等をはめ込んだ場合において、かん合が確実に耐圧試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。 (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。	(1) プラグのかん合部分は、パッキン等をはめ込んだ場合において、かん合が確実に耐圧試験を行った場合において漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。 (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放出型		
固 定 装 置	基準なし	安定した状態に保たせるための固定装置を設けたものであること。	安定した状態に保たせるための固定装置を設けたものであること。	安定した状態に保たせることができるものであること。	安定した状態に保たせることができるものであること。 ※天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置と同様としている。
加圧用ガス容器	基準なし	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第25条の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第25条の規格に適合するものであること。	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第25条の規格に適合するものであること。	消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第25条の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 ※住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置の基準に同じ。
指 示 圧 力 計	消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するものか又はこれに準ずるものを使用していること。	消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。	1 蓄圧式の住宅用下方放出型自動消火装置(ハロン1301及び二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置を除く。)には指示圧力計を設けること。 2 前項の指示圧力計は、消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。	1 蓄圧式のフード等用簡易自動消火装置(ハロン1301及び二酸化炭素フード等用簡易自動消火装置を除く。)には、指示圧力計を設けること。 2 前項の指示圧力計は、消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。	消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。 ※住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置の基準に同じ。
作 動 軸 及 び ガ ス 導 入 管	基準なし	放射圧力源であるガスを住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置の本体容器内に導入するための作動軸及びガス導入管は、加圧用ガス容器のふたを容易に、かつ、確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。	放射圧力源であるガスを住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器内に導入するための作動軸及びガス導入管は、加圧ガス容器のふたを容易に、かつ、確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。	(1) 作動軸は、加圧用ガス容器のふたを容易かつ確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。 (2) ガス導入管は、放射圧力の圧力源であるガスをフード等用簡易自動消火装置の本体容器内に導入するのに適した構造及び強度を有するものであること。	(1) 作動軸は、加圧用ガス容器のふたを容易かつ確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。 (2) ガス導入管は、放射圧力の圧力源であるガスをフード等用簡易自動消火装置の本体容器内に導入するのに適した構造及び強度を有するものであること。 ※フード等用簡易自動消火装置の基準に同じ。
消 火 薬 剤	消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の基準に適合するものであること。	消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号)第1条の2、第3条、第4条及び第8条の規定に適合するもの若しくは泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)第2条の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。	消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号)第1条の2、第3条、第4条、第5条(ハロン2402に係る事項に限る。)、第6条、第7条及び第8条の規定に適合するもの(二酸化炭素にあってはJIS K 1106の2種又は3種)若しくは泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。	消火薬剤は、原則として消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤の規格」という。)第1条の2、第3条、第4条、第5条(ハロン2402に係る事項に限る。)、第6条、第7条及び第8条の規定に適合するもの(二酸化炭素にあっては、JIS K 1106の2種又は3種)、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)第2条の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。	消火薬剤は、原則として消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤の規格」という。)第1条の2、第3条、第4条、第5条(ハロン2402に係る事項に限る。)、第6条、第7条及び第8条の規定に適合するもの(二酸化炭素にあっては、JIS K 1106の2種又は3種)、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)第2条の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 ※フード等用簡易自動消火装置の基準に同じ。

	天ぷら油消火用簡易装置	住宅用自動消火装置		フード等用簡易自動消火装置	厨房用簡易型自動消火装置
		住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置	住宅用下方放外型		
消 火 性 能	使用温度範囲において消火薬剤が均一に放出されること。	1 熱により感知し、消火薬剤を放射した場合において、次の各号に適合するものであること。 (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効にレンジ部分等に放射できるものであること。 (2) 消火に有効な放射状態を有するものであること。 (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。 2 使用温度範囲で作動した場合において、放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。	1 煙、熱又は炎により感知した後、消火薬剤を放射した場合において、次の各号に適合するものであること。 (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。 (2) 消火に有効な放射状態を有するものであること。 (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。 2 使用温度範囲で作動した場合において、放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。 3 第1項及び前項の消火性能を有するほか、次のいずれか又はこれらの組合せに該当するものであること。 (1) 台所火災用は、次条に規定する第1消火試験、第2消火試験及び第3消火試験により消火が確実にできるものであること。この場合、貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表2に掲げる以上の容量又は重量とすること。 (2) 油火災用は、次条に規定する第4消火試験により、消火が確実にできるものであること。この場合の貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表3に掲げる以上の容量又は重量及び性能を有するものであること。	次に定める消火性能を有するもの。 (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。 (2) 使用温度範囲で作動した場合において放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。 (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。 (4) 消火に有効な放射状態のものであること。	次に定める消火性能を有するもの。 (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。 (2) 使用温度範囲で作動した場合において放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。 (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。 (4) 消火に有効な放射状態のものであること。 ※フード等用簡易自動消火装置の基準に同じ。
消 火 試 験	鉄製の内径 300 mm、高さ約 80 mmの天ぷら鍋に、菜種油 500 mL を入れ点火する。	(1) 鉄製なべに天ぷら油 500mL を入れ、ガスコンロ(2,300kcal/時以上)により天ぷら油を加熱し、着火炎上させて消火性能を判定する。 (2) レンジ用フードファンの風量が強(420 m³/時程度)及び弱(200 m³/時程度)で運転して実施する。 (3) フードの高さ(レンジ台上端からレンジ用フードファン下端までの高さをいう。)は1m及び当該装置の申請最少フードの高さとする。	(1) 台所火災用(第3消火試験) 放出口及び1口コンロ(1,700kcal/hr 程度のもの)上に直径 30cm の鉄製なべの中に菜種油 500mL を入れたものを配置し、菜種油を加熱し、着火炎上させて消火性能を判定するものとする。 (2) 油火災用(第4消火試験) 放出口及び一辺の長さを 50cm とした深さ 20cm の鉄板製燃焼皿に、ヘプタンを深さ3cm 以上入れたものを配置し、燃焼皿のヘプタンを点火炎上させて消火性能を判定するものとする。	(1) レンジ用 レンジの上に直径 60cm の鉄製なべを配置し、菜種油 4L を加熱して、着火炎上させ、感知部の作動後 10 秒を経て消火薬剤を放出させて、菜種油の火災を消火し、消火性能を判定するものとする。 (2) フライヤー用 防護対象と同じ面積(幅と奥行)で深さ 20cm の鉄板製皿の中に菜種油を深さ 10cm になるように入れたものを設置時と同じように配置し、菜種油を加熱して、着火炎上させ、感知部の作動後 10 秒を経て消火薬剤を放出させて、菜種油の火災を消火し、消火性能を判定するものとする。	(1) 直径 60cm の鉄製なべに菜種油 4L を入れ、ガスこんろ(12,000kcal/時以上)により加熱し、着火炎上した菜種油を、消火薬剤を放出させて消火し、消火性能を判定する。この場合、天蓋の高さ(こんろ台上端から天蓋の下端までの高さをいう。)は1mとする。 (2) 天蓋面の風速が¹⁾ 0.4m/sec 程度となるように排気ファンを運転させた状態で行う。 ※アンケート調査、実証実験の結果に基づき、試験基準を設定した。
消火性能の判定基準	天ぷら油火災模型を消火することができること。	・レンジ用フードファンのフィルターに着火する前にレンジ部分の火災が消火できること。ただし、レンジ部分、レンジ用フードファン部分及び接続するダクト部分における火災を有効に消火できる構造のものにあっては、この限りでない。この場合においては、ダクト部分に着火する前に消火できること。 ・消火薬剤の放出終了後2分以内に再燃しないこと。 ・天ぷら油に着火した後、2分以内に作動すること。	消火薬剤の放射終了後2分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。	消火薬剤の放射終了後2分以内に再燃しない場合には、完全に消火されたものと判定するものとする。	・菜種油に着火した後、2分以内に作動すること。 ・消火薬剤の放出終了後、2分以内に再燃しないこと。 ※作動までの時間は住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置の基準に同じ。 ※再燃までの時間は天ぷら油消火用簡易装置を除き既存の自動消火装置の基準に同じ。